

## 第56期 滋賀地方最低賃金審議会

### 令和6年度 第3回 滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和6年8月5日（月）15時34分～15時57分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 5人（定数5人） 労働者代表委員 5人（定数5人） 使用者代表委員 5人（定数5人） 事務局 5人
出席者	公益代表委員 石井利江子 木下康代 片山 聡 佐野洋史 平井建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 川口剛史 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野 透 事務局 多和田治彦労働局長 中井正和労働基準部長 足立育弘賃金室長 平沢浩太労働基準監督官 山下莉歩労働基準監督官
主要議題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 滋賀県最低賃金専門部会報告について</li><li>・ 令和6年度滋賀県最低賃金の改正決定について（答申）</li><li>・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）</li></ul>
議事録	別紙のとおり。

○足立賃金室長

定刻になりましたので、ただ今から、第3回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

現在の委員の皆様の出席状況ですが、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名全員のご出席をいただいております。

最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、3分の2以上の出席が認められますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、4名の傍聴申込みがあり、本日、4名の方が傍聴されていますことを報告します。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

また、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。

報道関係者の皆様、撮影はここまでとなります。ここからは撮影及び録音はお控えください。次は、「答申文の手交」の場面となりますので、その時は、私から案内をいたしますので、一旦、席にお戻りください。

それでは、これからの進行は、会長にお願いします。

○平井会長

こんにちは。それでは早速ですが、

議題の(1)「滋賀県最低賃金専門部会報告について」です。

専門部会について、部会長として報告します。

専門部会は、第1回を7月31日に、第2回を8月1日に、第3回を8月2日に開催し、労・使委員と公益委員で個別協議を重ねましたが、最終的に全会一致とはなりませんでした。

その結果、現行の滋賀県最低賃金の967円に50円引上げて、1,017円に改正することとして、採決により「賛成多数」で、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告」がまとめられ結審しました。

以上です。

それでは、事務局から、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告」の朗読をお願いします。

○平沢監督官

それでは、専門部会報告書(案)を朗読いたします。

朗読に際しましては、別紙1は金額及び効力発生の日のみとさせていただきます、専門部会委員のお名前及び別紙2については、読み上げを省略させていただきます。

滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月4日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月6日発効の滋賀県最低賃金(時間額927円)は令和4年度の滋賀県的生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

- 1、特に中小企業・小規模事業者に対し、適正な価格転嫁が進む取組みの強化を要望する。
- 2、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性をあげるため設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。
- 3、中小企業への各種支援策、助成金、補助金等について、対象となる事業所の拡大とともに小規模事業者が活用しやすくなるようより一層の実効性のある支援の拡充や経営支援の一層の強化を要望する。
- 4、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁支援パッケージ」の活用を促進するほか被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

別紙1、最低賃金額 1時間1,017円。効力発生の日 令和6年10月1日

#### ○平井会長

ただ今の報告について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

[質問・意見なし。]

それでは、ただ今の専門部会の報告を受けまして、議題2「滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)」に入ります。

専門部会報告について、本審議会として採決を行いたいと思います。

事務局は、現在の定足数の確認をお願いします。

#### ○足立賃金室長

現在、会長を除き、14名の委員が出席しております。採決の定足数は満たしていることを報告いたします。

#### ○平井会長

滋賀県最低賃金の改正決定について、この報告書どおりの意見とし、滋賀労働局長に答申することとしてよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔採 決〕

では、次に反対の方举手願います。

〔採 決〕

賛成多数と認めますので、滋賀県最低賃金を1,017円に改正することを本審議会の決定として、答申することといたします。

答申文(案)の配布・朗読をお願いします。

○平沢監督官

それでは、答申文(案)を朗読いたします。

なお、朗読に際しましては、専門部会報告と同様とさせていただきます。

滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和6年7月4日付け滋労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月6日発効の滋賀県最低賃金(時間額927円)は令和4年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の答申に当たっては、以下のことを強く要望する。

- ① 特に中小企業・小規模事業者に対し、適正な価格転嫁が進む取り組みの強化を要望する。
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。
- ③ 中小企業への各種支援策・助成金・補助金等について、対象となる事業所の拡大とともに、小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性のある支援の拡充や経営支援の一層の強化を要望する。
- ④ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

最低賃金額 1時間 1,017円

効力発生の日 令和6年10月1日

以上でございます。

○平井会長

答申文(案)について、ご質問等がありますか。

〔質問等なし。〕

それでは、答申文案で答申してよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○平井会長

それでは、これにより答申したいと思います。

〔平井会長から多和田局長へ答申手交〕

ただ今、答申いたしました滋賀県最低賃金の今後の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○足立賃金室長

本日この後、異議申出の公示を行います。

異議申出期限を8月20日までとし、異議の申出があれば、翌日の21日、午前9時30分からこの会場で第4回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議申出について審議をいただきます。

順調にいけば、以上の手続きを踏まえて、発効日は、10月1日、が予定日となります。

なお、8月21日は、「特定（産業別）最低賃金の改正決定等の必要性の有無について」答申がございますので、異議の申出がなくても8月21日に審議会は開催いたしますので、委員の皆様は、ご出席よろしくをお願いします。

○平井会長

委員の皆様は、8月21日の日程の確保をお願いします。

次に議題（3）の「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」についてです。

事務局から説明をお願いします。

○平沢監督官

はい。資料についてご説明させていただきます。

今年度の特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出状況をご説明申し上げます。

資料No. 2 をご覧下さい。

令和6年7月19日に、労働者側より特定（産業別）最低賃金改正の申出書が提出されており、その申出書に基づき作成しております。

申出の内容は、略称で「新繊維工業」、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「各種商品小売業」の6業種の改正の申出となっております。

なお、「公正競争ケース」として申し出があったものが、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「労働協約ケース」としては、「新繊維工業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「各種商品小売業」、となっております。

これらの申出書及び添付された書類を審査いたしましたところ、いずれの申出書につきましても、必要事項の記載、必要書類の添付に加え、定量的要件を具備しているものと認められましたので、本日、滋賀労働局長から滋賀地方最低賃金審議会会長に改正決定等の必要性の有無について諮問を行うこととさせていただいております。

以上でございます。

○平井会長

事務局からの説明について質問等ございませんか。

〔質問等なし。〕

○足立賃金室長

それでは、諮問文の手交をお願いします。

会長、局長、お手数ですが、前にお進みください。

〔多和田局長から平井会長に諮問文書を手交〕

○平井会長

諮問文の朗読をお願いします。

○平沢監督官

それでは諮問文を朗読させていただきます。

朗読に際しましては、諮問の要旨及び最低賃金の件名のみを朗読とさせていただきます。

また、記以下については読み上げを省略させていただきます。

滋労発基 0805 第 1 号

令和 6 年 8 月 5 日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志 殿

滋賀労働局長 多和田 治彦

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維素製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金外 5 件の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 7 月 19 日付けをもって下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上でございます。

○平井会長

ただ今、6 業種の改正の必要性の諮問文をいただきました。

諮問のありました 6 業種について、改正決定等の必要性の有無については、特別検討小委員会で協議の上、次回の第 4 回審議会にて答申することとしたいと思います。

それでは、最後の議題 4 「その他」ですが、皆さん何かありますか。

〔意見なし〕

意見はないようですので、事務局から何かありますか。

○足立賃金室長

はい。特別検討小委員会の開催について報告します。8 月 19 日月曜日の午前 9 時 30 分から、この会場で開催いたしますので、特別検討小委員会の委員の皆様におかれましては、19 日のご出席よろしく申し上げます。

○平井会長

それでは、最後に局長からご挨拶がありますので、局長申し上げます。

○多和田局長

本日は、滋賀県最低賃金の改正決定につきまして、答申をいただき、誠にありがとうございます。

また、専門部会の委員の皆様には、たいへん暑い中、連日の真摯なご議論、ご審議をいただき、心より感謝申し上げます。

今年の引上げ額は、50円と過去最も高い引上げ額の答申となりましたが、審議の中では、労使それぞれの立場から真摯なご意見をいただき議論が行われたと聞いております。また、公益代表委員におかれましては、当初は労使の主張に大きな隔たりがあった中、丁寧に双方の意見を傾聴し、調整を図っていただいた結果、全会一致とはならなかったものの本日、こうして答申をいただくことができました。全委員の皆様を重ねて感謝を申し上げます。

また、7月19日にそれぞれの労働団体より改正の申出をお受けしました6業種の特定最低賃金につきまして、事務局において申出内容等を精査いたしましたところ、所定の要件を満たしておりましたので、本日、これら6業種について「改正決定等の必要性の有無について」諮問を行わせていただきました。

今月19日に開催されます小委員会において、改正決定の必要性を審議いただき、必要性ありと判断いただいた特定最低賃金については、来月13日から審議行っていく予定となっております。

まだまだ暑い日が続いておりますが、お体にお気を付けいただき、引き続きのご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ○平井会長

ありがとうございました。

本日、滋賀県最低賃金の改正決定の答申を行うことができました。滋賀県最低賃金の集中審議のために専門部会にご出席いただいた労使の代表委員、公益代表委員の皆様、お疲れ様でした。

本日の審議会はこれで終了いたします。